

## 中野区児童館運営・整備推進計画(素案)について

区は、児童館の運営及び整備に係る展開について検討を進めてきたところである。この度、「中野区児童館運営・整備推進計画」(以下「計画」という。)の素案を以下のとおり取りまとめたので報告する。

### 1 計画(素案)について 別添のとおり

### 2 計画の構成

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 現状と課題
- 第3章 児童館の運営・整備推進の考え方
- 第4章 具体的な取組

### 3 意見交換会等の実施

計画(素案)に対する意見交換会等を以下のとおり実施する。

#### (1) 意見交換会の日程

日付	時間	場所
10月31日(火)	18時30分~20時	オンライン(ZOOM)
11月 1日(水)	15時~18時	若宮児童館 ※
11月 2日(木)	15時~18時	中野東図書館ティーンズルーム ※
11月 5日(日)	10時~11時30分	中野区役所
11月 7日(火)	15時~18時	朝日が丘児童館 ※
11月 8日(水)	15時~18時	野方児童館 ※
11月 8日(水)	18時30分~20時	オンライン(ZOOM)

※子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行う。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とする。

#### (2) 関係団体からの意見聴取

意見交換会のほか、10月中旬から11月上旬までの期間において、関係団体から意見を聴取する。

(3) 意見募集

10月20日(金)から11月8日(水)までの期間において、Webフォーム、電子メール、ファクス、郵送、児童・生徒の学習用端末により、区民等からの意見を募集する。

(4) 周知方法

なかの区報10月20日号及び区ホームページへの掲載等により周知する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年10月~11月	計画(素案)に対する意見交換会等の実施
//	12月
	計画(案)の決定
	パブリック・コメント手続の実施
令和6年 3月	計画策定

# 中野区児童館運営・整備推進計画（素案）

2024年度～2028年度

（令和6年度～令和10年度）

2023年（令和5年）10月

中野区

## <目次>

第1章	計画の基本的な考え方	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
第2章	現状と課題	3
2-1	児童館を取り巻く状況	3
2-2	児童館の現状と課題	3
第3章	児童館の運営・整備推進の考え方	6
3-1	児童館の果たす機能・役割	6
3-2	取組の方向性	6
3-3	施設整備の考え方	8
第4章	具体的な取組	10
4-1	基幹型児童館	11
4-2	乳幼児機能強化型児童館	12
4-3	中高生機能強化型児童館	14
4-4	児童館別の想定スケジュール	15

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の背景と目的

- 少子化や核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しているとともに、共働き世帯の増加による学童クラブ需要が年々増加傾向にあることから、早急かつ重点的に多様な居場所づくりに取り組むことが求められています。
- 国の動向として、2023年4月のこども基本法の施行やこども家庭庁の発足など、「こどもまんなか社会の実現」に向け、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を考え、子どもと子育て家庭の福祉や健康の向上を支援する対策が進められています。
- 区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、2022年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例では、区に関わる全ての人が子どもの権利を尊重する理念を持ち、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、「子どもにやさしいまち中野」をつくっていくことを宣言しました。  
同条例の第19条では、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、居場所づくりに関して子どもの意見表明や参加の機会確保など、子どもの意見を尊重することとしています。
- このような背景を踏まえて、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館（「ふれあいの家」を含む）については、これまでの児童館の機能に加えて、虐待・貧困などの福祉的な課題への対応など、社会情勢の変化に合わせた機能強化が求められています。
- 区は、子どもと子育て家庭を取り巻く福祉的課題や、多様なニーズへの対応を図り、児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現するため、「中野区児童館運営・整備推進計画」（以下、「本計画」といいます）を策定しました。

## 1 - 2 計画の位置づけ

---

中野区基本構想及び中野区基本計画に掲げる「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を実現するため、児童館に関する施策を取りまとめた個別計画とします。今後、中野区基本計画や中野区区有施設整備計画が改定される場合には、それらの計画に本計画の内容を反映させていくものとします。

## 1 - 3 計画期間

---

- 2024年度(令和6年度) から 2028年度(令和10年度)までの5年間

## 第2章 現状と課題

### 2-1 児童館を取り巻く状況

- 2023年4月に発足したこども家庭庁において、すべての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高めていくことなどが重要であることから、子ども・若者の「居場所づくり」を強力に推進していくこととしています。
- 児童館に関しては、2023年3月に国の「放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」の審議結果が取りまとめられました。この中で、「これまでの児童館の機能・役割に加え、中高生世代への支援、虐待・貧困などへの福祉的課題への対応等の社会情勢の変化に合わせた機能・役割の強化・見直しが必要であること」や「児童館が果たすべき基本的機能・役割と発展的な機能・役割を整理し、種別を『基本型』、『機能強化型』など類型を再編することが課題であること」など、今後の児童館のあり方が示されました。
- また、同ワーキンググループの取りまとめでは、「児童館は唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であることから、子どもが有する権利を保障する施設である。また、遊びを通じた健全育成を行うことで、子どもの福祉増進を目指すという目的そのものが希有であり、児童福祉法に位置づけられたことの意義がある」など、児童館の存在が子どもの権利保障の一端を担っており、子どもの居場所として重要であることが示されています。

### 2-2 児童館の現状と課題

#### (1) これまでの経緯

- 中野区では、1966年以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきました。
- 2008年から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとしました。

- 2010年3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針としました。
  - 2016年4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」においては、U18プラザを廃止することとしました。
  - 2019年1月に「中野区の新たな区政運営方針」を定め、子どもと子育て世帯に対する地域包括ケアの地域づくりを進めるため、現在の児童館施設等を活用して、地域の子育て活動の支援拠点を適正に配置することとしました。
  - 2021年3月に「中野区基本構想」、9月に「中野区基本計画」を策定し、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げ、子どもの学び・遊び・体験の充実のため放課後等の子どもの居場所づくりを進めてきました。
  - 2021年10月に策定した「中野区区有施設整備計画」において、児童館は「新たな機能を備えた児童館」として、各中学校区に1施設の配置を基本としました。閉館する児童館については、学童クラブ施設への転用などを検討することとしました。
  - 2021年12月に児童館4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決されました。
- 
- その後、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることを検討してきました。
  - 2023年には、区民の意見やニーズ、区議会での議論などを踏まえ、児童館条例等に基づく施設としての位置付けを継続し、多様な居場所の重要性を踏まえ児童館の役割を見直すとともにソーシャルワーク機能(地域の見守り・ネットワーク・相談支援)、乳幼児親子向けの機能、中高生世代向けの機能を強化していくこととしました。

## (2) 児童館の現状と課題

### ■ 現状

- 中野区には現在16館の児童館と2館のふれあいの家が設置されており、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どもの心身の健やかな育成と情



操を豊かにすることを目的とした施設として運営しています。

- 児童館は、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象とした施設です。ふれあいの家は60歳以上の方も対象です。
- 一部の児童館には、施設内に学童クラブを併設しており、放課後の子どもの居場所となっています。
- 児童館には遊戯室や工作室などがあり、大人に見守られながら遊びや体験活動などを展開し、安全・安心に過ごしています。

施設数	16館
利用日時	▶ 火曜日から金曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時 ▶ 土曜日・学校休業日 午前9時～午後5時
年間利用者数	延べ318,859人（2022年度利用実績）

- ふれあいの家は、児童館としての機能を備えるほか、60歳以上の方も対象とした複合施設です。

施設数	2館
利用日時	▶ 月曜日から土曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時
年間利用者数	延べ32,622人（2022年度利用実績）

## ■ 課題

- これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化が求められています。
- 具体的には、
  - ・虐待や貧困、不登校などの福祉的課題への対応
  - ・子育ての孤独・孤立化、地域とのつながりの希薄化
  - ・共働き世帯の増加に伴う放課後の子どもの居場所の充実
  - ・中高生世代の居場所の確保などが挙げられます。
- また、児童館施設の老朽化が進んでおり、18館のうち9館が建築後40年を経過しています。今後、計画的な施設更新を行う必要があります。

## 第3章 児童館の運営・整備推進の考え方

### 3-1 児童館の果たす機能・役割

現状・課題やその背景などから、児童館が果たす機能・役割は、大きく以下のとおりです。

- 遊びによる子どもの健全育成
- 子どもの居場所・交流機能の提供
- 子どもと子育て家庭の抱える福祉的課題の発生予防・早期発見と対応
- 子育て家庭への支援
- 地域の子育てに関わる団体や人とのネットワークの推進
- 子どもの意見表明・参加の促進
- 配慮を必要とする子どもへの対応

### 3-2 取組の方向性

上記の児童館の果たす機能・役割を実現するため、以下の6つの方向性から、今後の児童館運営・整備を推進していきます。

#### (1) 児童館の機能強化の推進

子どもの居場所・遊び場・交流等のこれまでの児童館が果たしてきた機能・役割を基礎としたうえで、ソーシャルワーク機能、乳幼児機能、中高生機能を強化するため、現在ある18館の児童館を以下の3つの類型に移行します。(類型の詳細は後述)

- ① 基幹型児童館（9館）
- ② 乳幼児機能強化型児童館（8館）
- ③ 中高生機能強化型児童館（1館）

#### (2) 子ども・保護者等のニーズを捉えた運営の改善

児童館を利用する当事者である子どもと保護者等のニーズを捉え、利用者の声を聴き、開館日時を拡充するなど、居場所・遊び場としての機能を充実します。

### (3) 福祉的課題への対応強化

子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。

地域の子育て・子育ての拠点として、子どもの日常生活圏域等を踏まえ中学校区に1館をソーシャルワークの中心となる児童館として位置付けます。

### (4) 民間活力の活用

一部の児童館の運営を民間事業者に委託することで、事業者のノウハウを活用したサービスの向上を図り、子どもにとって魅力ある居場所づくりを目指します。

### (5) 専門性を持った職員の育成・配置

福祉的課題に対応し、より子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行うため、福祉職の区職員を配置します。職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。

### (6) 計画的な施設更新の推進

児童館は最も古いもので建築後48年を経過しており、18館のうち半数が建築後40年を超えています。子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所として、施設の老朽化の状態を踏まえて、安全・安心な運営ができるよう計画的な施設更新を進めていきます。

### 3-3 施設整備の考え方

---

児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現していく必要があります。今後、以下の考え方に基づいて施設整備を進めていきます。

#### (1) 利便性向上のための対応

- 運営を委託化する児童館については、民間事業者による委託開始前に、利用者の利便性向上のための修繕等を行うことを基本とします。
- 具体的な整備内容は、各児童館の状況により異なりますが、以下のような内容を検討していきます。

- ・トイレの洋式化、おむつ替え台の設置
- ・指はさみ防止のためのスライドドア化などの安全対策
- ・ホールのクッションフロア化
- ・内装の変更
- ・手洗い場の使い勝手向上 など

#### (2) 老朽化への対応

- 児童館18館のうち9館が建築後40年を超え、床・壁・天井など施設の経年劣化が進んでいますが、2022年度に実施した建物調査の結果から、躯体の耐久性の低下は見られませんでした。
- 今後は、区有施設の建替目安である建築後60年を基本としつつ、建物調査の結果も踏まえ、老朽度や緊急性の高い施設から順番に、大規模改修や施設修繕を行い、施設を使用していきます。
- 子どもたちが安全・安心に過ごすため、本計画に記載する計画的な修繕や大規模改修のほかに、設備等の維持補修を実施します。

#### (3) 大規模改修の実施時期と児童館内の学童クラブ

- 大規模改修は、児童館内の学童クラブの廃止の時期にあわせて実施することを原則とします。
- 児童館内の学童クラブは、全小学校に配置するキッズ・プラザ併設の学童クラブ設置に併せて、廃止することを原則とします。
- ただし、施設の老朽度や緊急性が高い場合には、安全性の観点から、大規模改修を実施します。この場合、児童館内の学童クラブは、代替場所を確保

するなどして継続性を担保します。

#### (4) 中高生機能強化型児童館

- 中高生世代向けの事業を強化した運営を行う「中高生機能強化型児童館」については、軽運動や音楽活動、交流のための談話スペースなど、中高生世代のニーズに対応した機能が求められています。
- これらを実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

## 第4章 具体的な取組

- 今後は、現在ある18館の児童館の機能を強化するため、3つの類型に移行して運営をしていきます。
- 移行後の児童館はいずれも、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設であり、これまで児童館が果たしてきた機能・役割を基礎とした上で、類型ごとの機能を強化していきます。

### ■ 各類型に共通する機能

子ども・保護者等のニーズを捉えた運営を行うこととし、以下の機能は全児童館に共通する機能として強化していきます。

#### ① 子どもの居場所・遊び場機能の拡充

- 利用者のニーズを捉えて、開館日を拡充することを検討します。
- あわせて、開館時間の延長を検討します。
- 自由におしゃべりや交流ができるロビー機能を拡充します。
- 学習スペースを設置します。

#### ② 乳幼児親子の居場所

- 地域の子育て・子育ての拠点として、児童館における乳幼児親子向け事業を実施します。

#### ③ 新たな児童館の運営モデルの確立

- 基幹型児童館への移行と、乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けた「モデル事業」を実施します（2024年度）。運営指針・マニュアルや利用ルールの見直しなど、新たな運営モデルを確立していきます。
- モデル事業では、子どもの居場所づくりや子どもの権利に関して知見のある外部有識者によるアドバイスを踏まえて、新たな運営モデルに反映します。
- タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運営とします。
- 利用ルールなどに、子どもと子育て家庭の意見を反映します。子どもならではの視点を生かし、当事者にとって魅力ある運営としていきます。

## 4-1 基幹型児童館

---

### ■ 機能・役割

地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ての拠点として、中学校区に1館配置します。エリア内の地域子ども施設（児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろば）との連携において、中心的な役割を担います。

#### ① 福祉的課題への対応

- 子どもの遊びや過ごし方、仲間との交流などの身近な場面から、子どもや保護者の抱える課題を把握し、解決につなげていきます。
- 子どもや子育て家庭の身近な存在として、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。
- 法定事業である「利用者支援事業」を活用し、利用者支援専門員を配置することによりソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。

#### ② 地域連携の促進

- 基幹型児童館の職員を核とし、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化します。

### ■ 運営方法

- 区職員が運営します。子どもと子育て家庭の福祉的課題に対応するためのソーシャルワーク機能を強化した運営を行うため、福祉職を配置します。
- 区職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。
- 区職員には、研修の充実や、児童厚生に関する専門資格の取得支援を行い、子どもと子育て家庭に寄り添う専門性の高い人材を育成していきます。

### ■ 配置

子どもの日常生活圏域等を踏まえて、中学校区に1館（区内9館）とします。2024年度は移行後の運営を想定したモデル事業を行い、2025年度から全9館に

展開します。

- 南中野児童館
- 宮の台児童館（中野本郷学童クラブ併設）
- 城山ふれあいの家
- 野方児童館（平和の森学童クラブ併設）
- 上高田児童館
- みずの塔ふれあいの家
- 北原児童館（北原学童クラブ併設）
- 大和児童館（啓明学童クラブ併設）
- かみさぎ児童館（かみさぎ学童クラブ併設）

## 4-2 乳幼児機能強化型児童館

---

### ■ 機能・役割

これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に乳幼児親子を対象とした事業を強化した運営を行います。

#### ① 乳幼児親子向け事業の充実

- 子育て家庭への支援機能を強化し、乳幼児親子向けの講座やイベントを充実します。
- 子育て支援情報の提供と、子育て・子育てに関する相談・助言機能を強化します。
- 児童館の状況に応じて、隣接する児童遊園や公園を活用した外遊び事業を展開します。

#### ② 子どもの預かりニーズへの対応

- 共働き世帯の増加など学童クラブの需要が増加しています。待機児童の発生が予測される地域においては、児童館併設の学童クラブを暫定的に継続していきます。
- 現在、一部の児童館において実施している子どもの一時預かり事業については、近隣保育園等の一時保育事業の利用状況を踏まえ、実施を検討します。



## ■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の乳幼児親子向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

## ■ 配置

区内に8館を配置します。2024年度は乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けたモデル事業を行い、2025年度・2026年度にかけて委託を開始します。

- みなみ児童館（2024年度に多田学童クラブ閉鎖予定）
- 弥生児童館
- 朝日が丘児童館（桃園学童クラブ併設）
- 文園児童館（桃園第二学童クラブ併設）※
- 新井薬師児童館（新井学童クラブ併設）
- 大和西児童館（大和学童クラブ併設）
- 西中野児童館（西中野学童クラブ併設）
- 鷺宮児童館（2023年度に鷺宮学童クラブ閉鎖予定）

※文園児童館については、桃園第二小学校内にキッズ・プラザが整備され次第、乳幼児機能強化型児童館へ移行します。

## 4-3 中高生機能強化型児童館

### ■ 機能・役割

これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に中学生・高校生世代の子どもを対象とした事業を強化した運営を行います。

#### ① 中高生世代のニーズを踏まえた居場所・遊び場機能の拡充

- 中高生世代の利用を想定し、開館時間の柔軟化（夜間の開館など）を検討します。
- 軽運動や音楽活動など、中高生世代のニーズに対応できる施設とします。
- おしゃべりや交流のための談話スペースを配置します。
- 上記のほか、中高生世代のニーズに対応した機能を設けるため、「若者活動支援事業」において、施設のあり方・機能等については中高生世代の意見を聴き、反映します。
- 上記を実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

#### ② 中高生世代の交流と社会参加の促進

- 中高生世代の交流や仲間づくりを促進するための事業等を実施します。
- 児童館の運営に子どもたち自身が参画し、地域団体との交流や地域イベントの企画実施など、子どもの自立を促す仕組みを反映した運営とします。

### ■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の中高生世代向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

### ■ 配置

区内に1館を配置します。

- 若宮児童館

## 4-4 児童館別の想定スケジュール

- 児童館の機能強化のための3類型への移行時期と、施設整備の想定スケジュールを記載しています。
- 本計画の期間である5年間（2024～2028年度）を記載しています。施設整備の内容は、本計画「3-3 施設整備の考え方」に基づくものです。

### [ 凡 例 ]

- 施設名称=2023年度時点の児童館を記載
- 分類=移行後の類型を記載（基幹型児童館：基幹型、乳幼児機能強化型児童館：乳幼児型、中高生機能強化型児童館：中高生型）
- 学童併設=学童クラブを設置をしていない場合は「-」を記載
- [中学校区]=2023年度時点の通学区域図に基づき記載
- 建築年度=主たる建物の建築竣工年度を記載
- 修繕=施設の状況に合わせた利便性向上のための整備
- 改修=大規模改修を実施（施設の状況に応じて休館を伴います）

分類	施設名称	学童併設	[中学校区]所在地	建築年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
基幹型	南中野児童館	-	[南中野] 弥生町 4-36-15	1987	改修	基幹型に移行			
乳幼児型	みなみ児童館	多田学童	[南中野] 南台 5-15-3	1975		改修	改修・乳幼児型に移行(委託化)		
乳幼児型	弥生児童館	-	[第二] 弥生町 1-14-6	1980	改修	改修	乳幼児型に移行(委託化)		
乳幼児型	朝日が丘児童館	桃園学童	[第二] 本町 2-32-14	1987	修繕・モデル事業運営	乳幼児型に移行(委託化)			
基幹型	宮の台児童館	中野本郷学童	[第二] 本町 4-8-16	1993		基幹型に移行		改修	改修
乳幼児型	文園児童館	桃園第二学童	[中野東] 中野 6-10-6	1977			改修	改修	

分類	施設名称	学童 併設	[中学校区] 所在地	建築 年度	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)
基幹型	上高田児童館	—	[第五] 上高田 5-30-15	1987		基幹型に 移行			
乳幼児型	新井薬師 児童館	新井学童	[第五] 新井 5-4-17	2008	修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)			
基幹型	北原児童館	北原学童	[緑野] 野方 6-35-13	1994		基幹型に 移行			
基幹型	野方児童館	平和の森 学童	[中野] 新井 2-48-10	1983		基幹型に 移行			改修
基幹型	大和児童館	啓明学童	[明和] 大和町 2-8-12	1992		基幹型に 移行			
乳幼児型	大和西児童館	大和学童	[明和] 大和町 4-14-9	1976	改修	改修	乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	鷺宮児童館	—	[明和] 鷺宮 3-40-13	1975	改修	改修 ・ 乳幼児型 に移行 (委託化)			
乳幼児型	西中野児童館	西中野 学童	[明和] 白鷺 3-15-5	1975		修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)		
中高生型	若宮児童館	—	[明和] 若宮 3-54-7	1978	基本構想 ・ 整備手法 の検討	大幅な改修もしくは建替を 検討・推進			
基幹型	かみさぎ 児童館	かみさぎ 学童	[北中野] 上鷺宮 3-9-19	1982		基幹型に 移行			改修
基幹型	みずの塔 ふれあいの家	—	[第七] 江古田 1-9-24	1984	改修	基幹型に 移行			
基幹型	城山 ふれあいの家	—	[中野東] 中野 1-20-4	1995	モデル 事業運営	基幹型に 移行			

## 中野区児童館運営・整備推進計画（素案）

2023年（令和5年）10月発行

編集・発行 中野区子ども教育部  
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号  
電話 03-3389-1111（代表）  
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>